

## 本学苑を被告とした民事訴訟についての経過報告

令和2年5月22日付けで、本学苑の生徒の保護者、卒業生の保護者及び教員らから提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、以下のとおり報告します。

本学苑は本件訴訟の訴状を同年7月17日に受領しています。

本件訴訟は、令和2年9月10日に、第1回口頭弁論期日が開かれ、同日、同年10月28日及び12月8日にウェブ会議システムを利用した争点整理の手術を行い、令和3年1月15日に、第2回口頭弁論期日を開催する旨決定されました。

第1回口頭弁論においては、原告の請求には根拠が不明確なものや、事実関係について曖昧なものがあることから、裁判長が、原告に対し、請求の内容を補充説明するようにと指示しておりました。しかしながら、今回の期日に至るも、一部を除いて原告らの補充主張はなされておられません。

なお、原告らは、令和2年10月16日付けで本学苑の生徒と卒業生の計4名を原告として、本件訴訟と同一の内容で、別の訴訟を提起したとのことです。現時点で訴状は届いておりませんので、届き次第、本学苑の反論を行う予定です。

令和2年10月29日  
学校法人橘学苑